

香川県明善短大 森田 陽子

目的 近年、消費者被害は深刻化していおり、特に不当な勧誘による消費者被害は、あとをたたない。安全性に関わる消費者被害が製造物責任の制定により、一応の解決を見た中で、残された課題は契約に関する問題であると考えられる。本報では、不当な勧誘により締結させられた契約からの離脱をはかる目的として、まず消費者被害の現状を把握し、その救済システムや保護法理を検討した。

方法 行政による消費者被害救済制度を消費者センターを中心に概観した。そして、それにより救済される消費生活相談の動向を全国・香川県で見た。香川県では、具体的な事争解決制度である訴訟による解決を判例を中心に考察した。

結果 契約に関する消費者被害は若年層を中心に拡大傾向にある。被害内容は商品そのものの品質から販売方法へ、商品は有形から無形へ、支払方法は現金から消費者信用へと変化し、被害額も年々大きくなっている。また、行政による被害救済制度は、身近で費用もかからず消費者にとって便利であるが、効力に執行力が付与されていないため最終的な紛争解決方法は司法的救済でしかあり得ない。ところが、裁判制度は、費用・時間・立証責任などから、消費者には利用しにくく、その上、個別救済にしかならない。